

一般社団法人日本アルミニウム協会 競争法コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルミニウム協会（以下「協会」という）が主宰するすべての会合（総会、理事会、委員会、研究会、ワーキンググループ、賀詞交歓会、懇談会など）の運営や、統計情報の交換など、事業者団体としての活動について、我が国独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）ならびに諸外国の競争法を十分に尊重し、これを遵守することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、すべての協会会員およびその役職員（以下「会員」という）ならびに協会の役職員（以下「協会職員」という）に適用する。

(体制)

第3条 協会の競争法コンプライアンスに係る業務は、専務理事が統括し、総務部門長が所掌する。

第2章 会合の運営

(会合における禁止事項)

第4条 協会の会合においては、次に掲げる事項についての議論、情報交換、合意等を行ってはならない。

(1) 価格の維持に関すること

価格構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定などの価格情報

(2) 市場割当に関すること

①競合する会員同士における特定の市場占有率の維持・決定

②市場区域の指定

③競合する会員に便宜を計らい、ある製品市場へ先行進出すること

④一般公表されていない利益や利益幅、予定される投資に関する詳細な情報など

(3) 競合する会員同士が特定の供給業者やその他の組織との取引を行わないことに合意すること

(4) 競合する会員同士が流通慣行や顧客の選択と分類に合意すること

- (5) 競合する会員同士が製品計画や市場戦略のような競合情報を交換すること
- (6) その他競争法に抵触する恐れのある行為

(会合の出席者)

第5条 会合においては、競合関係の有無に関わらず会員のみでの接触を避けるため、協会職員は必ず出席するものとする。

(議題、資料の事前確認)

第6条 会合に参加する協会職員は、会合における議題や配付される資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、事前確認を行う。

(議論の中止または会議の閉会)

第7条 会合で競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、議長が発言者に当該発言を止めるよう注意し、それにもかかわらず当該発言者が問題となり得る発言を止めない場合には、その旨議事録に記載の上、会合を閉会し、協会の総務部門長に報告する。会合に参加した協会職員は、参加者の発言が競争法上問題となると判断した際に、議長に対して発言者へ注意するよう促す等、議長の議事進行を補助する。

(議事録の作成)

第8条 会合に出席した協会職員または各会合で議事録作成を担当する者は、各会合が適切に行われたことを示すため、原則として議事録を作成する。議事録は、会合を所管する部門が適正に管理し保管しなければならない。

第3章 統計業務

(統計情報の取扱い)

第9条 統計情報の収集・管理・提供に係る業務は、専務理事が統括し、事務局の業務とする。

2 専務理事は、当該業務に係る職員（以下「統計担当者」という）を指名する。

(情報管理)

第10条 統計に関する一切の情報は、統計として公表するものを除いて、統計担当者以外の協会職員、会員、その他の者が触れることのないよう厳重に管理する。

(情報の提供方法)

第11条 統計担当者が他の協会職員、会員および一般に提供できる統計情報は、概括的なものとし、個別会員を推測し得る情報の開示は行わない。

(将来予測)

第12条 将来の予測値の策定に際しては概括的な集計数値に限るものとし、個別会員の情報またはこれらが特定されるおそれのあるものを提供してはならない。

第4章 自主規格等

(競争を阻害する内容の禁止)

第13条 協会は、特定の事業者に対して差別的な内容の自主規格等の策定を行わない。

(強制の禁止)

第14条 協会は、会員に対し、自主規格等について、その利用および遵守を強制してはならない。

第5章 その他

(協会職員に対する研修)

第15条 協会職員は、外部セミナーへの参加等を通じて、競争法コンプライアンスに関わる知識の習得と、意識の向上に努める。

(会員への周知徹底)

第16条 協会は、本規程をホームページに公開し、会員への周知徹底を図る。

(通報)

第17条 協会職員または会員は、本規定に抵触する行為を確認した場合、またはそのおそれがあると認識した場合は、総務部門長にその事実を通報しなければならない。

2 総務部門長は再発防止および事前防止についての措置を専務理事に上申し、適切な対応措置を講じなければならない。

(不適切な行為への処分等)

第18条 協会職員が本規程に違反する行為を行った場合、就業規則に基づき懲戒される。

2 会員が本規程に違反する行為を行った場合、協会は当該会員のコンプライアンス担当部署に報告し、対応措置を求める。

(本規程の取扱い)

第19条 本規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

(付則)

1 本規程は、平成28年10月1日より施行する。